婚姻無効の訴えに関する国際裁判管轄について

最近の裁判例を中心に

佐 藤 文

彦

問題の所在

問題となる事実関係が渉外性を帯びているとき、当該訴えに されるべきか。 ついて、わが国に国際裁判管轄があるか否かは、 婚姻の無効に関連した訴えが提起された場合において、 いかに判断

と述べ、この問題の存在は自覚されており、 轄権については、離婚の裁判管轄権に準じるものとすること」 正要綱試案 (婚姻の部)」は、「婚姻の無効及び取消の裁判管 である。 また、最終的に立法化されなかったものの、「法例改 この点については、かねてから言及がなされているところ ある程度立ち入っ

た研究もなされていた。

判管轄を主題としつつも、 的に検討する文献はみあたらないし、婚姻関係事件の国際裁 判例が散見される。それにもかかわらず、近時、これを主題 婚姻無効に関する国際裁判管轄につき、自覚的に検討する裁 索すべきことを指摘する見解がある。また、後述するように、 場合には、離婚の場合に準じて考えるとしても、第三者が訴 えを提起する場合については、「当然事情は異ならざるをえな い」として、明確な結論を示さないものの、別個の基準を模 その一方で、学説上、夫婦間で婚姻関係の消長が争われる 離婚の国際裁判管轄に重点を置い

例を手がかりに、婚姻無効に関する国際裁判管轄について検 て検討する文献があるにすぎない。このため、これらの裁 討することにも、 意義が認められるのではなかろうか。 判

について検討を加え、議論の契機を提供しようとするもので を手がかりに、婚姻無効に関するわが国裁判所の国際管轄権 以上のような問題関心から、 本稿では、近時の裁判例

いが、 したい ζ 関連する裁判例として、国際裁判管轄に直接言及はしていな 部審判を確認する。そのうえで、若干の検討を加えることと 言及する名古屋地裁判決及び福岡地裁判決である。 すなわち、婚姻の無効確認を本案とし、その国際裁判管轄に したがって、 戸籍訂正事件の国際裁判管轄に言及する福岡家裁小倉支 婚姻無効の戸籍訂正を本案とする佐賀家裁審判、 まずは、 裁判例の基本的な態度が確認される。 ついで、 そし

- 婚姻無効の訴えに関する国際裁判管轄
- 婚姻の無効確認を本案とする訴え
- 名古屋地裁平成七年二月一七日判決
- 1 まず、 わが国に居住する日本人が、 韓国に在住する韓

七年二月一七日判決が挙げられる。 判所の国際管轄権を肯定した裁判例として、名古屋地裁平成 国人に対して提起した婚姻無効確認の訴えにつき、 わが国裁

'03) 52 - 2 · 3 - 256

平成四年一一月二日、愛知県犬山市長に対し、 認が求められた。 る意思はなかったとして、この届出による婚姻の、 婚姻の届出をしていた。その後、Xは、届出時にYと婚姻す ル市内において、Yとともに、いわゆる合同結婚式に参加し、 所を有する外国人である。Xは、平成四年八月二五日、 に住所のある日本人であり、Yは韓国籍を持ち、韓国内に住 次のような事案である。すなわち、Xは日本国 被告との間の 無効の ソウ 確

法上の原則が確立されてなく、わが国においても外国人に対 のみ管轄権を認めることを原則とすべきことは、 文法上明確な規定もないのであるから、法律欠缺の一場合と する婚姻無効確認訴訟の裁判権については、法例その他の成 婚姻無効確認訴訟の国際的裁判管轄については、明確な国際 するにあたっても、被告たる婚姻当事者が住所を有する国に 前提に、「婚姻無効確認訴訟の国際的裁判管轄権の有無を判断 して条理に基づいて妥当な規範を発見するほかない」ことを (2) 名古屋地裁は、次のように述べる。すなわち、「渉外的 訴訟手続上

ろう。 の正義の要求にも合致するので、 けだし当然というべきであ

ないということになる。 ある」本件の場合、わが国裁判所に国際裁判管轄は認められ したがって、「被告は大韓民国人であり、 ここでは、 被告たる婚姻当事者の住所が基準とされている。 かつ、住所も同国に

ければ、 得ないこととなり、 無効確認の請求権を有する者の身分関係に十分な保護を与え おいては、原被告間の婚姻の申告は行われていないから、 判管轄を認めている。すなわち、「大韓民国戸籍上、同国内に 国際的裁判管轄権の原則に膠着し、被告の住所がわが国にな 求める方法がないものと考えられるので、本件の場合、前記 みると、原告は、大韓民国においては、その婚姻無効確認を 本件婚姻は、いわゆる跛行婚にあたるものである。そうして 被告間の婚姻は未だ形式的にも成立していないこととなり、 が国同様法律婚主義を採用している大韓民国においては、 が国に住所を有する日本人で、わが国の法律によって婚姻 いとすることは、 しかし、次のように指摘して、 わが国に婚姻無効確認の国際的裁判管轄が認められ L١ かえって国際私法生活における正義公平 わゆる跛行婚を放置することとなり、 裁判所は、 わが国に国際裁 わ 原

> 民であり、かつ、わが国に住所を有する以上、たとえ被告が のような特段の事情によるものであり、 ばならない」。そのため、「本件婚姻無効確認請求は、 の理念にもとる結果を将来することとなるものといわなけれ 裁判管轄権に属するものと解するを相当とする」、 わが国に住所を有しない者であっても、本件訴訟はわが国の しかも原告が日本国 ڮ 前認定

(___) 平成八年三月一二日福岡地裁判決

国際裁判管轄を肯定したのが、平成八年三月一二日福岡地 判決である。 付けをやや異にしつつも、結論的には同様にわが国裁判所に また、この名古屋地裁判決と極めて類似した事案で、 理 亩

年八月二五日にソウル市内において合同結婚式に参加し、 による婚姻の、 その後、Xは、 成四年一一月二七日、大牟田市長に対し、婚姻届を提出した。 性X (日本在住) と大韓民国人Y (韓国在住) とは、平成四 式当時、世界基督教統一神霊協会の信者であった、日本 本件事案は、次のようなものである。すなわち、 無効の確認を求めたのが本件である。 Yとの婚姻意思がなかったとして、 合同結婚 人女 <u> 1</u>

外的離婚訴訟の場合においては、 (2) まず、本件判決は、次のように述べる。すなわち、「渉 原則として被告の住所があ

判所により提示されたものであることは、明らかであろう。場合、被告が行方不明の場合その他これに準ずる場合には、場合、被告が行方不明の場合その他これに準ずる場合には、原告がわが国に住所を有するのであれば、例外的にわが国に原告があるものと解されているところ、渉外的婚姻無効確認管轄があるが、原告が被告により遺棄されたる国の裁判所に管轄があるが、原告が被告により遺棄されたる国の裁判所に管轄があるが、原告が被告により遺棄された

れないことになる。をする場合、原則として日本の裁判所に国際管轄権は認めらをする場合、原則として日本の裁判所に国際管轄権は認めら女性が、韓国在住の韓国人男性に対して、婚姻無効確認請求かかる基準に照らせば、本件のように、日本在住の日本人

かえって条理にもとるというべきである」。「そうすると、本物えって条理にもとるというべきである」。「そうすると、本は、本件訴状の送達後においても、何も応答していないこと、被告は未だ婚姻届をその本国において出してはいないこと、被告は、本件訴訟を提起しなければならないとすることは、本件訴訟を提起しなければならないとすることは、被告はれば婚姻届をその本国において出している。すなわち、「被告裁判所に国際管轄権があると認定している。すなわち、「被告裁判所に国際管轄権があると認定している。「そうすると、本かえって条理にもとるというべきである」。「そうすると、本が記められばない。」

るのが相当である」、と。件訴訟については、例外的に、わが国に国際裁判管轄を認め

(三) 小括

'03) 52 - 2•3 - 258

点で、共通する。 管轄につき、被告の住所を第一次的な基準としているというるが、日本人と外国人との婚姻無効の確認を求める国際裁判して援用するか否かという点を明言するかどうかに違いはあして援用するか否かとい

そのため、日本在住の日本人たる原告が、韓国在住の韓国そのため、日本在住の日本人たる原告が、韓国在住の韓国という結論も共通する。 また、例外的に、日本の裁判所に、当該確認の訴えの国際裁判管轄は認められないということになるという点でも、共通する。 また、例外的に、日本在住の日本人たる原告が、韓国在住の韓国

認することにしよう。に国際裁判管轄を認めるための、その根拠である。以下、確に国際裁判管轄を認めるための、その根拠である。以下、確異なるのは、例外的に、原告の住所地である日本の裁判所

最高裁判決に先行してくだされているため、その影響を受け高裁平成八年六月二四日判決を――この名古屋地裁判決が、(2)名古屋地裁判決の判示は、一見したところ、著名な最

際裁判管轄と同様に、婚姻無効に関しても、 被告により遺棄された場合、被告が行方不明の場合その他こ れに準ずる場合には、原告がわが国に住所を有するのであれ が承認されたという理解を考えることができるかもしれない。 住所地国に国際裁判管轄が認められたのは、 ないと思われる状況にあるという点で、共通するためである。 本在住の日本人であり、被告の住所地国では、問題となる跛 ていないにもかかわらず (3) これに対し、福岡地裁判決は、 そのため、この名古屋地裁判決において、 例外的にわが国に管轄があるものと解されている」ので 「性質に反しない限り」は、これに準じてよいと指摘す 婚姻無効確認ないし離婚の訴えを求めることができ -想起させる。それは、原告が日 一般論として、「原告が 離婚に関する国 一種の緊急管轄 例外的に原告の

であると理解することも可能であろう。ては、あえて「性質に反」すると考えるべき事情がないためうかに関する指摘はみあたらない。もっとも、この点についこのうち、そもそも、性質に反しているところがないかど

て考えるとしても、この例外ルールに該当するかどうかといしかし、この離婚の国際裁判管轄権に関するルールに準じ

し被告の行方不明に準じる場合に該当するとは思われない。いないことも、応訴していないことも、被告による遺棄ないない。そして、被告が、その本国において婚姻届を提出してない。そして、被告が、その本国において婚姻届を提出してない。そして、被告が、その本国において婚姻届を提出してない。そして、被告が、その本国において婚姻届を提出していては、次のような疑問がある。すなわち、原被告う点については、次のような疑問がある。すなわち、原被告

2 戸籍訂正の前提としての婚姻無効

〉 佐賀家裁平成一一年一月七日審判

考えられるべきか。

考えられるべきか。

考えられるべきか。

考えられるべきか。

考えられるべきか。

考えられるべきか。

考えられるべきか。

審判である。本件は、日本人男性が、フィリピン人とフィリ国に国際裁判管轄を認めたのが佐賀家裁平成一一年一月七日婚姻が無効であると、訂正の許可が求められ、黙示的にわがそのような、戸籍法第一一三条により、戸籍に記載された

められたという事案である。がフィリピンに強制送還された後で、戸籍の訂正の許可が求がフィリピンに強制送還された後で、戸籍の訂正の許可が求とが、このフィリピン人が男性であることが判明し、この者ピンにおいて婚姻を締結し、日本に婚姻の報告的届出がされ

うに、戸籍訂正許可の審判をくだしている。わらず、国際裁判管轄について判断することなく、当然のよりピンに強制送還され、現在日本に居住していないにもかかな代審判は、その無効が問題とされた婚姻の相手方が、フィ

在する。項を改めて検討したい。

在する。項を改めて検討したい。

このように、戸籍法第一一三条に基づく戸籍の訂正との関連で、本来国際裁判管轄が問題となると思われるにもかかわい。そのため、本件で、わが国に国際裁判にはない。とはいえ、婚姻無効に関する裁判例ではないが、この規定がとはいえ、婚姻無効に関する裁判例ではないが、この規定がというに、戸籍法第一一三条に基づく戸籍の訂正との関

月日の記載の訂正が求められたものである。 (朝鮮) 人が日本でした婚姻届中の、夫の氏名、国籍及び生年福岡家裁小倉支部平成一二年一二月一二日審判は、韓国 (福岡家裁小倉支部平成一二年一二月一二日審判

る」と指摘する。

'03) 52 - 2 · 3 - 260

そして、家庭裁判所の許可との関連で問題となる、「いわゆる戸籍訂正事件の国際裁判管轄権については、日本法において明文の規定はないが、事案の性質上、原則としてその者のて明文の規定はないが、事案の性質上、原則としてその者のし、本件は本国の戸籍の内容を訂正するといったものではなく、外国人が法例の準拠法により日本の方式によって行ったく、外国人が法例の準拠法により日本の方式によって行ったく、外国人が法例の準拠法により日本の方式によって行ったる内容の問題であるから、住所地である日本国に管轄権を認る内容の問題であるから、住所地である日本国に管轄権を認る内容の問題であるから、住所地である日本国に管轄権を認る内容の問題であるが、事業の関連で問題となる、「いわゆる戸籍である」、と判示する。

山小括

裁審判の判断も、容易に首肯することができる。すなわち、(1) 福岡地裁小倉支部審判の判旨を前提とすれば、佐賀家

国の裁判所に国際裁判管轄がある、と。 によ日本人の戸籍の訂正が問題となっているのであるから、わが 判旨

ることの当否は、別問題であろう。 この判断を前提とすれば、婚姻の相手方として記載された この判断を前提とすれば、婚姻の相手方として記載された この判断を前提とすれば、婚姻の相手方として記載された この判断を前提とすれば、婚姻の相手方として記載された この当のは、別問題であろう。

みると、検討の余地の残る部分がある。 (2) その一方で、福岡地裁小倉支部審判それ自体について

理解されるべきであろうか。
理解されるべきであろうか。
理解されるべきであろうか。
理解されるべきであろうか。
理解されるべきであろうか。
理解されるべきであろうか。
理解されるべきであろうか。
理解されるべきであろうか。
理解されるべきであろうか。

ある場合については、このような言明は妥当しない。そこで、そうであるとすれば、問題となる者の戸籍が、本国以外に

う点が指摘されなければならないであろう。 判旨は、「本件は.....外国人が法例の準拠法により日本の方式による内容の問題である」ことを理由に、申立人日本の方式による内容の問題である」ことを理由に、申立人にそのままあてはまるとすれば、上述のように、婚姻の相手にそのままあてはまるとすれば、上述のように、婚姻の相手方として記載された者の立場をまったく考慮していないという点が指摘されなければならないであろう。

条件に、日本の裁判所に認められる、ということになろうか。条件に、申立人が外国人であれば日本に住所を有することをの訂正に関する国際裁判管轄は、申立人が日本人であれば無両者をまとめるならば、日本の戸籍及びこれに準じる文書

3 検討

─ 区別とその根拠

かで、国際裁判管轄に関する基準が、まったく異なることに無効確認とされているか、それとも戸籍の訂正とされている同じく婚姻の無効が問題となる場合であっても、本案が婚姻(1)このように、最近の裁判例を敷衍して考えるならば、

的に日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることになる。 国の戸籍 (及びこれに準じる文書) の訂正については、基本 際裁判管轄を認めようとする。これに対し、後者では、 の内容に若干の相違はあるが、 被告の住所地国に国際裁判管轄を認めることを原則とし、そ なる。前者では、離婚の国際裁判管轄に関する建前に準じて、 例外的に原告の住所地国に国 わが

52 - 2•3 - 262

'03)

うにもみえる。 それとも第一一六条によるか) に起因するものといえようか。 (2) このような区別は、一見したところ、妥当な処理のよ このような相違は、戸籍法の区別 (第一一三条によるか、

そもそも国際裁判管轄を考慮すべき場合にはあたらないとさ であることは、ほとんど自明とされよう。その意味において、 そのような判断をすべきは、 え言えるのではなかろうか。 もともと、戸籍の記載そのものを訂正しようとする場合、 当然かつもっぱら日本の裁判所

あると言えないこともまた、外国における婚姻無効判決が存 事件において、もっぱら日本の裁判所がこれを判断すべきで 姻無効という身分関係の存否を判断しようとする場合、渉外 これに対し、戸籍における記載とは一応切り離しつつ、 これが承認されるべきものであるときに、 この判決を 婚

> 無効確認とされ、予備的に離婚が求められる事例があること えられるからである」。このような結論は、主位請求が婚姻の ず、また.....実際上、当事者の便宜に適する場合が多いと考 判例の実際は、婚姻の無効および取消裁判管轄権を離婚のそ 必ずしも離婚に準ぜしめる必要はない」ものの、 要綱試案 (婚姻の部)」の立場にも、相応の理由があろう。 あろうことに鑑みれば、明らかであろう。そして、この場合 基礎として、戸籍の訂正をなすことは、十分に考えられるで に鑑みても、相応の理由があるように思われる。 び取消は、ひろく婚姻関係の消滅という点では離婚と異なら れに準ぜしめるのが通例であ」り、「これは、婚姻の無効およ 成立に関係する問題であるから、その裁判管轄権について、 なわち、その解説によれば、「婚姻の無効及び取消は、婚姻の には、離婚の国際裁判管轄に準じて考えるという、「法例改正 「諸国の立法、 す

籍法の公法性を援用することで、あるいは「手続は法廷地法 解することで、 による」の原則を援用することで、さらには条理の内容と理 (3) このような戸籍法における区別を参照することは、 可能になるかもしれない。

批判

(1) ただし、 このような判断を、 直ちに是認することはで

参照するという点について、疑問がある。 きないのではなかろうか。そもそも、戸籍法における区別を

び第一一六条の区別を援用することとは、矛盾するのではな 前提にあったはずである。 かろうか。 に関するルールを構成する上で、直ちに戸籍法第一一三条及 存在しないという認識が わが国の制定法上、基本的に国際裁判管轄に関するルールは 上述の裁判例に限らず、 しばしば繰り返されているように、 このような前提と、国際裁判管轄 -その当否はともかくとして

れなければならないであろう。 容として、戸籍法の諸規定が参酌されていると理解すること 在せず、条理によらざるを得ないのであって、その条理の内 して戸籍法の諸規定を参酌することを正当化する理由が示さ もとより、婚姻無効の国際裁判管轄に関する明文規定は存 不可能ではない。とはいえ、それならば、条理の内容と

えられている。この限りにおいて、戸籍法第一一三条による いる場合、戸籍窓口は、この訂正を受理せざるを得ないと考 わらず、 また、本来戸籍法第一一六条によるべき問題であるにも 第一一六条による訂正との区別は相対的な意味し 第一一三条による訂正が裁判所によってなされ か て か

> が向けられることになろう。 もたないのであって、国際裁判管轄に関する基準を決定しよ うとする際に、決定的なものとして援用することにも、 疑問

戸籍法第一一三条における戸籍訂正との関係で、 余地が残るように思われる。 本の裁判所に管轄権があるという判断について、 (2) 仮に、このような区別の参照を正当化できるとしても、 もっぱら日 なお検討の

れなき場合に限り許される」ものであると指摘されてい 軽微で、 その限りにおいて、 論はなかろう。また、このような軽微な記載の訂正を、 記載の訂正が、この規定の枠内で認められるべきことに、 日本でなされた婚姻届中の、夫の氏名、国籍及び生年月日の ているであろうし、前出の福岡家裁小倉支部審判のように、 この意味において、 て外国裁判所に求めることも、法政策的に妥当ではなかろう。 元来、戸籍法第一一三条による戸籍の訂正は、「訂正事項が 親族相続法上の身分関係に何ら影響を及ぼすべき虞 わが国裁判所が関与すべき場合は限られ あえ ්ද

訂正の認められる基準に照らして考えれば、婚姻無効は、 しかしながら、このような、戸籍法第一一三条による戸籍 戸籍法第一一六条によるべきことになろう。 疑問はない。 この観点に 本

ピンに強制送還されている本件事案では、被告の住所地であ 姻無効が明らかな場合にまで、無効な婚姻の相手方 (たる被 るフィリピンに婚姻無効確認の訴えを提起すべきことになる。 提とすれば、フィリピンにおいて、 のではないかという疑問は、 むしろ日本の裁判所にのみ、 告)の住所地 (のみ) に国際裁判管轄を観念する必要はなく、 問題となる事実関係を認めているというような、客観的に婚 が男性であり、 された婚姻の無効が問題となり、婚姻無効の相手方がフィリ とになろう。 をなした前出の佐賀家裁審判には、疑問が呈せられるべきこ よると、婚姻無効につき、戸籍法第一一三条による戸籍訂正 もとより、佐賀家裁審判の事例のように、婚姻当事者双方 そして、戸籍法第一一六条によるべきことを前 しかも婚姻無効の主張をしていない当事者が、 なお残るところである。 国際裁判管轄を認めれば足りる フィリピンの方式で締結

余地が残るように思われる。 について、離婚の国際裁判管轄を準用するという点について (3) また、婚姻無効確認を本案とする訴訟の国際裁判管轄 それが合理的と言えるかどうかという点に、 前出の福岡地裁判決、名古屋地裁判決に照らして考える なお検討 の

前述のように、 いずれの裁判例においても、 原則ではなく

> ないであろう。 結論において相違はない。また、外国においてはそもそも存 判管轄が認められているという点では、戸籍の訂正そのもの 例外の枠内で事案が処理されており、かつ、最終的な結論と 区別する実益があるかどうかが、改めて問われなければなら と評価することも可能である。そうであるとすれば、 方が応訴していないとき、その内実は戸籍の訂正にすぎない 婚の無効確認が求められている場合において、被告たる相手 在しないが、日本の戸籍には記載されている、 を本案とする審判にかかわる国際裁判管轄に関する判断 に記載された婚姻の無効確認につき、日本の裁判所に国際裁 しているかどうかという点はさておくとしても、日本の ような現象が、事案の特殊性のゆえに、まさに例外的に発生 して、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められている。この いわゆる跛行 両者を 芦籍 Ę

> > '03) 52 - 2 · 3 - 264

視することに対する疑念は、 訴訟において、被告の住所を国際裁判管轄の基準として度外 もとより、被告の応訴負担という観点から、婚姻無効確認 なお残るところである。

の学説を手がかりとして、さらに検討を加えることとしよう。 (4) それならば、 わが国の学説上、第三者の提起する婚姻無効確認の訴えの いかなる解決が模索されるべきか。

を認めるべきではなかろうか」と指摘していることに鑑みれ 姻関係事件の訴えにつき、離婚訴訟の国際裁判管轄に関する 同じ論者が、「第三者が、特に夫婦双方死亡後に提起する」婚 ここに「考慮する」とはいかなる意味かははっきりしないが、 起する場合等には、身分登録との関連性 (わが国の戸籍につ そして国籍が、「管轄原因となる」という趣旨であると理解す 生活関係の本拠地及び一定の場合には当事者の本国等に管轄 ルールに準じるのではなく、「基本的には、婚姻挙行地、 いては国籍) 等を考慮する必要がある」という指摘がある。 の本拠地、あるいは、当事者死亡後に戸籍訂正の必要から提 国際裁判管轄につき、「たとえば、婚姻挙行地、婚姻共同生活 ·きであろう。 四囲の事情に鑑み、婚姻挙行地、 婚姻共同生活の本拠地、 婚姻

関係の存否と関連する婚姻共同生活の本拠地が、そして、戸 籍との関連では国籍が、 管轄原因とが結びつけられるべきである、ということであろ の応訴負担という観点を捨象できる場合には、紛争の内実と その根拠は、述べられていない。推測するならば、当事者 その方式と関連する婚姻挙行地が、また、実質的な婚姻 より具体的に言えば、 婚姻関係の消長という紛争の内実と 婚姻関係の消長を判断するうえ

つまり、

日本における戸籍の記載の上では婚姻が存在して

に応じて、管轄原因となるか否かが異なるということになろ ている複数の管轄原因は、その当否はともかく、 いうことになろうか。そうであるとすれば、そこに挙げられ 結びついており、それゆえに管轄原因となるべきである、 事案の 相違

の国際裁判管轄が基準として援用されるべきことに変わ 判決、福岡地裁判決、佐賀家裁審判は、 な 姻無効確認を求めて訴えを提起した場合ではないので、 もっとも、この見解によるとしても、 上述の、 いずれも第三者が婚 名古屋地裁 離婚 ij

裁判例は、どのように位置づけられるべきか。 (5)とはいえ、紛争の内実という観点からすれば、 上述の

少なくとも婚姻が無効となることに、疑いはなかろう。 法が適用され、当該婚姻は無効となるため、配分的適用主義 男性であり、少なくとも当事者の一方が日本人である場合に つき争いがないだけでなく、客観的にみても、 を前提とすれば、相手方の本国法の適用結果にかかわらず、 は、法例第一三条第一項により、その者については日本の民 佐賀家裁審判の事案では、 当事者間で、婚姻関係の無効 当事者双方が

判決も、 ない場合には、支持できよう。名古屋地裁判決も、福岡地裁 あいまって、とりわけ当事者間で婚姻無効そのものに争いが 所にその判断を委ねるべきではないその裏側からの表現とも 添う形に直すことが、紛争の内実である。 式と実質とが乖離している場合において、その形式を実質に 際裁判管轄が認められるべきであるという結論は、外国裁判 国戸籍の訂正を目的とする訴えについて、 るのに対し、婚姻関係の実体が存在しておらず、 むしろこのような観点から理解する可能性はなかろ このような、 わが国裁判所に国 いわば形 わが

効の訴えに関する国際裁判管轄には、独自性を認める余地が ろう。その限りにおいて、婚姻関係事件、 を構成する可能性が、さらに模索されなければならないであ 裁判管轄に関する準則を援用することなく、独自の管轄原因 事者間で積極的に争われている場合は別として、離婚の国際 そうであるとすれば、実質としての婚姻関係の存否が、 なかんずく婚姻無 当

極めて実体法・実質法的な要素を持ち込むことについては、 問が残されている。たとえば、管轄原因に紛争の内実という、 (6) もとより、このような考慮に対しても、 なお多くの疑

> 法的評価として考慮の余地なしとしない。 判管轄を認めるという理解に対する、素朴な違和感ですら、 無効であることの明らかな婚姻が記載されている場合にまで、 あろう。さらに、日本の国際私法上、婚姻意思の不存在を理 合の取り扱いについても、はっきりしないとの疑問が残るで が応訴し、日本の裁判所に国際裁判管轄がないと主張した場 その当否が疑問とされよう。また、外国に住所を有する被告 婚姻の相手方の住所地たる外国裁判所に (原則的に) 国際裁 由とする婚姻無効につき、法例第一三条第一項により、 人について日本法が適用されるところ、日本法上、客観的に 日本

> > '03) 52 - 2 · 3 - 266

必要とされる所以である。 比較法的な観点を加えた、 より包括的で、 理論的な検討が

わが国においてはいまだ立ち入った議論が行われていないと 加えられた。 いう認識を前提に、近時の裁判例を手がかりとして、 本稿は、婚姻無効に関する国際裁判管轄のいかんにつき、 検討が

離婚の国際裁判管轄に関する建前に準じて、 すなわち、婚姻無効確認が本案とされている訴訟の場合、 わが国の戸籍訂

であると理解される。 国際裁判管轄が認められるというのが、裁判例における判断 正が本案とされている裁判の場合、基本的に日本の裁判所に

裁判管轄については、独自性が認められる可能性が示された。 端的にわが国裁判所に国際裁判管轄が認められるべきである 検討が必要である。 もとより、このような理解にも疑問は残るため、 という観点から裁判例を理解し、 のような、わが国戸籍の訂正を目的とする訴えについては、 するが、その実体がなく、形式と実質とが乖離している場合 しろ、紛争の内実という観点から、戸籍の記載上婚姻は存在 とはいえ、このような判断にはいくつかの疑問もあり、 婚姻無効確認に関する国際 なお慎重な む

今後の課題としたい

- 協会雑誌六〇巻三号一六頁以下。 たとえば、江川英文「国際私法に於ける裁判管轄権」 法学
- 2 山田鐐一 『国際私法の研究』(有斐閣、 昭和四四年) 二〇七

- (3) 鈴木敏英「わが国の婚姻無効確認訴訟の国際裁判管轄」法 学ジャーナル七九頁以下、同「渉外婚姻無効の裁判管轄につ いての比較法的考察」法学ジャーナル一頁以下。
- 以下) 二六九頁をも参照。 成元年度重要判例解説。[別冊ジュリスト九五七号] 二六八頁 づく外国婚姻関係存在確認審判と民訴法二〇〇条三号」(『平 木棚・松岡・渡辺『国際私法概論 [第三版補訂版]』(有斐 二〇〇一年) 二六六頁。なお、渡辺惺之「偽造文書に基
- (5) たとえば、岡垣・野田 (編) 『講座・実務家事審判法 5 渉 外事件関係』(日本評論社、一九九〇年)では、婚姻無効に関 る国際裁判管轄は、 項目として取り上げられていない。
- 6 判例時報一五六二号九八頁以下(横田勝年・判例タイムズ たとえば、西島太一「身分関係事件の国際裁判管轄権各論 婚姻関係事件--」 阪大法学四八巻一号二七五頁他を参
- 判例タイムズ九四〇号二五〇頁以下。

九四五号一九二頁をも参照)。

- 一頁、家庭裁判月報四八巻一一号五三頁。 頁、判例時報一五七八号五六頁、判例タイムズ九二〇号一四 最高裁平成八年六月二四日判決・民集五〇巻七号一四五一
- ムズ一〇三六号一七三頁をも参照)。 家庭裁判月報五一巻六号七一頁以下(種村好子・判例タイ
- 家庭裁判月報五三巻六号一一七頁以下。

- (12) なお、「そうすると、同様の理由により、本件については日 この点については、別稿で論じることとしたい。 本法が準拠法となる」という判示もなされている。
- については、異論もあろう。 ただし、日本に住所を有することを条件とすべきかどうか
- <u>14</u> 年)四二六頁は、このような理解に反対する。 昭和三一年一月三一日民甲一七九号民事局長回答を参照。 ただし、谷口知平『戸籍法 [第三版]』(有斐閣、昭和六一
- <u>1</u>5 三九四頁も、 頁及び次頁。 山田鐐一『国際私法の研究』(有斐閣、昭和四四年) 二〇七 同旨である。 この他に、たとえば溜池良夫『国際家族法研究』
- <u>16</u> 報四五巻三号六七頁、判例時報一四二四号八四頁以下)を参 たとえば、東京地裁平成三年三月二九日判決 (家庭裁判月
- <u>17</u> 民事局長回答を参照。 谷口・前掲書三一九頁、及びそこに引用されている二つの
- 18 谷口・前掲書三一七頁
- <u>19</u> 木棚・松岡・渡辺・前掲書二六六頁。
- <u>20</u> 渡辺・前掲二六九頁。

(付記)

ろがあった。 再校の段階で、名古屋地裁判決の判示につき、示唆を受けるとこ

> という判断には、しかるべき理由がない、と。 婚ではないことになるし、韓国で婚姻無効確認を求める方法がない 満たされていることになる。 婚姻届が提出されているため、韓国法の視野からも、婚姻の方式は る日本の法律が婚姻の方式の準拠法となり、日本法上、しかるべき すれば、問題となる韓国人男性と日本人女性との婚姻は、届出地た められていたようである。このような戸籍実務の取り扱いを前提と る。しかし、韓国の戸籍実務においては、届出地が挙行地として認 れているので、確かに婚姻は形式的にも成立していないようにみえ 地裁判決の事案では、韓国において婚姻届が提出されていないとさ たる韓国法上の形式的成立要件の具備が必要となるところ、名古屋 結の方式は、婚姻締結地法による」と規定しており、婚姻挙行地法 すなわち、当時の韓国国際私法第一五条第一項第二文は、「婚姻締 したがって、問題となる婚姻は、跛行

おくとともに、示唆を得られたことに、御礼を申し上げる次第であ 国際裁判管轄を認める重要な事由にかかわるので、あえて付記して とれなかった。とはいえ、右の点は、名古屋地裁判決が、わが国に ついても、筆者の調べ得た範囲では、遺憾ながら、文献の裏付けが る戸籍実務の運用を前提とした判断がなされているかということに かかる韓国の戸籍実務の存在そのものも、裁判所においてもかか